

# 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	( ページ )
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 .....	2
3 . 新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 .....	4
4 . 新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 .....	6
5 . 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	8

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債券は、額面100円につき、<u>5</u>銭とする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年9月1日までの本所が定める日から施行する</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債券は、額面100円につき、<u>10</u>銭とする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8～10 (略)</p>

転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数  <u>1,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c・d (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該転換社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債券に係る払込みを行うこと</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数</p> <p>イ 発行額面総額  <u>40億円未満</u> <u>1,000件</u></p> <p>ロ 発行額面総額  <u>40億円以上100億円未満</u> <u>2,000件</u></p> <p>ハ 発行額面総額  <u>100億円以上</u> <u>3,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c・d (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

ができるものとする場合の当該他の会社の発行する転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) 第3条第1項第2号cに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成14年3月1日から施行する。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に掲げる場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株引受権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数  <u>1,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株引受権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該新株引受権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)</u>の発行する新株引受権付社</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株引受権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数</p> <p>イ 発行額面総額  <u>40億円未満</u> <u>1,000件</u></p> <p>ロ 発行額面総額  <u>40億円以上100億円未満</u> <u>2,000件</u></p> <p>ハ 発行額面総額  <u>100億円以上</u> <u>3,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

債券に係る払込みを行うことができるものとする  
場合の当該他の会社の発行する新株引受権付  
社債券の上場審査については、次の各号に掲げ  
る基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する  
新株引受権付社債券をもってする上場申請銘  
柄の発行に係る払込みを希望するすべての者  
が当該払込みを行えること。

(2) 第3条第1項第2号cに掲げる基準に  
適合するものであり、かつ、第4条第2項第  
1号に掲げる基準に該当しないものであるこ  
と。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株引受権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株引受権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成14年3月1日から施行する。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株引受権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株引受権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に掲げる場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株引受権証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数 <u>1,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場新株引受権証券の発行会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行会社が発行する新株引受権証券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株引受権証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</p> <p>(a) 消化件数</p> <p><u>イ 新株引受権証券に係る新株引受権付社債券の発行額面総額</u> <u>40億円未満</u> <u>1,000件</u></p> <p><u>ロ 新株引受権証券に係る新株引受権付社債券の発行額面総額</u> <u>40億円以上100億円未満</u> <u>2,000件</u></p> <p><u>ハ 新株引受権証券に係る新株引受権付社債券の発行額面総額</u> <u>100億円以上</u> <u>3,000件</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場新株引受権証券の発行会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行会社が発行する新株引受権証券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。</p>

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成14年3月1日から施行する。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に掲げる場合を除く。)

(3) (略)

2 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><b>( 気配表示による呼値の特別周知 )</b></p> <p>第9条 ( 略 )</p> <p>2・3 ( 略 )</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間（直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間）を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の割当に係る権利落後（業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>5 ( 略 )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年3月1日から施行する</p>	<p><b>( 気配表示による呼値の特別周知 )</b></p> <p>第9条 ( 略 )</p> <p>2・3 ( 略 )</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から<u>5分以上</u>の本所が適当と認める時間（直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間）を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の割当に係る権利落後（業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>5 ( 略 )</p>